

厚生労働省職員（老健局高齢者支援課長）の募集について

令和5年5月16日

厚生労働省大臣官房人事課

優秀で高い能力を有する職員を出身府省の壁を越え、適材適所での登用を図るため、厚生労働省の課長級ポストについて、各府省職員からの公募による登用を行うものとする。

1. 公募する職員

厚生労働省老健局高齢者支援課長 1名

2. 職務内容

別紙のとおり

3. 任期等

任期は原則として2年間とする。

任期終了後は原則として出身府省に復帰するものとする。

4. 応募資格

各府省の職員（現在、地方公共団体等に出向中の者を含む。）

- ・課長級の職員に加え、室長・企画官級の職員の応募も可能とする。
- ・職種、年齢は問わない。

5. 応募及び選考の手順

- （1）応募者は、所属する各府省の人事担当課を通じて、5月31日（水）正午までに厚生労働省大臣官房人事課あて応募するものとする。
- （2）応募の際には、略歴（写真添付）及び応募理由（様式自由）を提出すること。
- （3）厚生労働省において書類選考及び面接の上、候補者を決定する。

6. お問い合わせ先

厚生労働省大臣官房人事課 伊藤、北村

電話 03-5253-1111（内線 7071、7076）

老健局高齢者支援課長の職務内容

これまでに例のない高齢社会を迎える我が国において、高齢者が可能な限り住み慣れた地域や住まいで尊厳ある自立した生活を送ることができるよう、介護基盤となる地域密着型特別養護老人ホーム等や有料老人ホーム等の高齢者向け住宅等の高齢者向け住まいの整備・適切な運営の確保、福祉用具の研究・開発、高齢者虐待の防止の支援などを推進している。

老健局高齢者支援課長は、幅広いニーズにあった介護施設等の整備や高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすための環境を整備するため、以下の業務に取り組む。

【主な業務】

- 1 老人福祉法に規定する老人福祉施設の規制及び有料老人ホームに関する業務を行う。
- 2 老人の保健福祉の向上のための施設の整備に関する業務を行う
- 3 老人の福祉に関する社会福祉法人の認可及び監督に関する業務を行う
- 4 障害がある老人の日常生活上の便宜を図るための住宅改修や福祉用具の研究、開発及び普及の促進並びに適切な利用の確保に関する業務を行う
- 5 高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく基本方針の策定、高齢者居住安定確保計画及びサービス付き高齢者向け住宅事業に関する業務を行う
- 6 高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援等を行う

【求められる能力】

- ・ 施策の推進に関する企画立案能力及び実務経験
- ・ 関係政務や与野党関係者、各府省庁、関係地方公共団体等への高い説明能力と円滑な調整能力
- ・ 課をとりまとめ課題に適切に対応するためのリーダーシップ、マネジメント能力